

日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times \frac{66}{365}}{100}$$

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還期限

平成二十六年三月二十日

十六

償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七

元利支

十八

払込期日

平成十六年五月二十五日